

道路交通法が変わります

近年の交通情勢は、交通事故の負傷者数・事故発生件数は過去最悪を更新するなど、非常に厳しい状態にあります。それらをふまえ、平成16年6月9日に道路交通法の一部改正が交付されました。変更される内容を良く確認し、交通マナー・ルールを守り交通安全に心がけましょう。

主な改正点

■携帯電話の使用に関する罰則の見直し

- ◎走行中に携帯電話を持って通話をしたり、メールの送信などの操作をすることは、罰則の対象となります。



5万円以下の罰金

■飲酒検知拒否に対する罰金の引き上げ



拒否すると...
30万円以下の罰金

■集団暴走行為に対する罰則の新設・引き上げ

- ◎迷惑や危険にあった方がいない場合でも検挙され罰則の対象になります。
- ◎集団暴走行為に対する罰則
 - …2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ◎騒音運転に対する罰則…5万円以下の罰金
- ◎消音器(マフラー)不備車に対する罰金
 - …5万円以下の罰金



■自動二輪車二人乗り規制の見直し

- ◎高速道路や自動車専用道路で二人乗りすることができる(ただし、20歳以上で大型二輪又は普通二輪免許が交付されて3年が経過した場合のみ)



違反をした場合は...
10万円以下の罰金

■違法駐車に関する罰則

- ◎運転者の責任追及ができない場合、使用者に違反金の納付が命じられる
- ◎放置車両に関する事務等を民間に委託することができる



■中型自動車・中型免許の新設

- ◎中型自動車を運転しようとする方は、中型免許を受けなければなりません。

	普通免許	中型免許	大型免許
受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	22歳以上 経験3年以上
車両重量	5トン未満	5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	11人未満	11人以上 30人未満	30人以上